

お 知 ら せ
(大阪市・堺市・大阪府・神戸市同時)

令和4年3月10日

京都市上下水道局
(担当水道部管理課)
電話 075-672-7759

水道管向け塗料の不適切な行為への対応に関する 日本水道協会への要望について

京都市上下水道局は、神東塗料株式会社が不適切行為により水道管向け塗料の品質認証（※）を不正に取得した事案について、市民の皆様へ安全・安心な水道水を供給する水道事業者として、関西の主な水道事業者等と共同で、日本水道協会に対して要望書を提出しましたので、お知らせします。

※ 公益社団法人日本水道協会が、給水用具、水道用資機材及び水道用薬品等が、法令に定める基準に適合していることを、第三者認証機関として認証するもの

1 要望の提出先

公益社団法人日本水道協会

2 提出事業者

大阪市水道局，堺市上下水道局，大阪広域水道企業団，
京都市上下水道局，神戸市水道局，阪神水道企業団

3 提出日

令和4年3月10日（木）

4 要望内容（別添のとおり）

- (1) 不適切な塗料の認証を未然に防止することができなかった原因の徹底究明
- (2) 不適切な塗料の認証が二度と行われることがないようにする実効性のある再発防止策の速やかな実施
- (3) 水道水の利用者に対する説明責任を果たすために必要となる情報の適切な提供

(参考) 水道管向け塗料の品質認証における不適切行為について

1 不適切行為の概要

水道管の品質認証を行っている日本水道協会は、神東塗料株式会社から、水道管に使用されている塗料において、以下の不適切行為の報告を受け、令和4年1月11日（火）から、同塗料を使用した水道管材料の出荷自粛の要請を行いました。

(神東塗料株式会社による不適切行為の内容)

- ・ 日本水道協会の認証取得時に、本来と異なる条件で得られた試験結果で認証を取得した。
- ・ 本来指定されている以外の原料が使用されているものがある。

日本水道協会ホームページ <http://www.jwwa.or.jp/>

2 京都市上下水道局の対応

当局では、令和4年1月11日（火）から、対象の塗料が使われている水道管材料を使用する工事を一時中止しておりましたが、同年1月17日（月）付で、日本水道協会によって安全性が確認された塗料については、水道管製造メーカーにおいて水道管材料の出荷が再開されましたので、当局においても、順次工事を再開しています。

なお、当局が実施している定期的な水質検査において、これまで異常は確認されておりません。